附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条による改正後の船舶区画規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶消防設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第三条　現存船の固定式高膨脹泡消火装置については、第二条の規定による改正後の船舶消防設備規則第四十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものの固定式高膨脹泡消火装置については、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十二月二十七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―七―一八

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

別表中「国家公安委員会」を

国家公安委員会	
特定個人情報保護委員会	

に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十二月二十七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三六

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十八の表を三十九の表とし、八の表から三十七の表までを一表ずつ繰り下げ、七の表の次に次の一表を加える。

八　特定個人情報保護委員会

組織		区分
事務局	官職	
	課長	一種
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（人事院規則一―五七の一部改正）

2　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「九　消費者庁」を「十　消費者庁」に、「九の二　復興庁」を「十の二　復興庁」に改める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十二月二十七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一四

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十号を第四十一号とし、第十号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　特定個人情報保護委員会事務局

附　則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第十六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第六条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第八条の二（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

（配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則の一部改正）

第二条　配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則

第一条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第八条の二」の下に「（法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「配偶者からの暴力（法第六条に規定する配偶者からの暴力」を「配偶者からの暴力等（法第六条に規定する配偶者からの暴力又は法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力（身体に対する暴力に限る。）」に改め、同条第二号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの暴力等」に、「又は配偶者」を「若しくは配偶者であった者又は法第二十八条の二に規定する関係にある相手若しくは同条に規定する関係にある相手」に改め、同条第三号及び第四号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの暴力等」に改める。

別記様式中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第8条の2」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第8条の2（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。